

平成 19 年 1 月 9 日

警察庁交通局交通規制課環境対策係御中

在日米国商工会議所
トランスポーターション &
ロジスティクス委員会
東京都港区麻布台 2-4-5
メソニック 39MT ビル 10 階
Tel: 03-3433-8451
FAX: 03-3433-8454

駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しに関する
意見書

平素は在日米国商工会議所（ACCJ）会員企業の業務に関しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ACCJ は、警察庁が「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しの概要」にあるように、物流の必要性に配慮し貨物自動車を対象から除くことをご検討されていることを強く支持いたします。また貨物自動車に関しまして、見直しを継続されるとのことでありますが、集配車両の駐車場が絶対的に不足している東京、横浜、大阪などの都市部で、警視庁、各県警等とご協力の上、速やかに都市内物流に関して実効性のあるご決定をされますことを切に希望いたします。特にビジネス街におきましては、札幌で認められているように、適切な場所では全ての集配車両が駐車禁止区域で短時間（例えば 20 分）の積み降ろしができるよう許可されることを求めます。

表記の件について ACCJ は 12 月に意見書を発表させていただいておりますので、こちらをパブリックコメントとして提出させていただきます。ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

また、商店街など地域住民の合意を形成した上で、物流業者が警察本部に相談することが望ましいとも聞いておりますが、国際貨物を扱う外資系企業にとりまして日本企業ほど各地域で重点的に集配がない場合、そのようなアプローチが難しいということもあり、このような形で意見を提出させていただきますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。